令和７年度　水質検査計画書

坂越水源地　生物センサー

＜水質検査計画とは＞

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であるとともに、浄水処理過程が正常に機能しているかの判断材料であり、水質管理を行う基本となるもので、水道事業者に義務付けられているものです。この水質検査を「どの場所で」、「どのような項目を」、「どのくらいの頻度で」行うかなどを定めたものが水質検査計画書です。

西播磨水道企業団では、水道使用者の皆様から信頼される水道を目指して、安全でおいしい水をお届けするために、これまでの水質検査結果を踏まえ、令和７年度の水質検査計画を策定しました。

西播磨水道企業団

はじめに

当企業団の水道は、給水人口４８，００４人(令和６年３月末現在)を対象に２１，２０３㎥／日(令和５年度１日平均配水量)の水を供給しています。

水系は、一級河川揖保川付近の地下水を取水している市場水系及び野田・野田南水系、二級河川千種川の伏流水を取水している坂越水系、二級河川千種川の支流である矢野川付近の地下水を取水する真広水系並びに赤穂市から浄水を受水している坪根水系に分かれています。

水道事業は、水道法第４条に定められた水質基準に適合し、安全かつ清浄な水の供給を常時確保することが義務付けられています。当企業団では、給水栓から供給される水道水が常に水質基準に適合し、衛生的で安全・清浄な状態を保つよう水源・浄水処理過程及び給水栓に至る水道システム全体を総合的に管理することにより、安全・清浄な水道水を水道使用者の皆様にお届けできるよう定期的に水質検査を行っています。

１　西播磨水道企業団水道事業の概要

⑴　水道創設　　昭和１４年（企業団創設　昭和４８年）

⑵　給水人口　　４８，００４人（令和６年３月末現在）

⑶　配 水 量　　２１，２０３㎥/日（令和５年度平均）

⑷　水　　源　　浅井戸４か所、伏流水１か所

⑸　水 源 地（浄水場）　５か所

①　市場水源地

たつの市揖保川町市場に所在する浅井戸から取水し、エアレーション処理を施した後、前塩素処理して急速ろ過及び膜ろ過を施します。その後、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し、旭配水池(相生市旭)、那波野配水池(相生市那波野)、河内サージタンク(たつの市揖保町今市)、中島配水池(たつの市御津町中島)を経て、相生市、たつの市の揖保川町南部地区及び河内地区に１日平均８，７４９㎥(令和５年度実績)、御津町全地区に１日平均５，９１６㎥(令和５年度実績)を給水しています。

②　坂越水源地

赤穂市坂越に所在する集水埋渠から取水し、前塩素処理を行い、凝集剤としてポリ塩化アルミニウム溶液を原水に注入し、高速凝集沈殿及び急速ろ過を施します。その後、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し、高取トンネル配水池を経て、主に相生市佐方･千尋地区に１日平均３，３１７㎥(令和５年度実績)を給水しています。

③　野田南水源地

たつの市揖保川町新在家に所在する浅井戸から取水し、原水に凝集剤としてポリ塩化アルミニウム溶液を注入し、前塩素処理して急速ろ過を施した後、野田水源地(浄水場)に送水しています。

④　野田水源地

たつの市揖保川町野田に所在する浅井戸から取水し、原水に凝集剤としてポリ塩化アルミニウム溶液を注入し、前塩素処理して急速ろ過を施した後、野田南水源地からの受水と併せてエアレーション処理を施します。その後、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し、野田配水塔を経て、主にたつの市揖保川町の北部地区に１日平均２，９３５㎥(令和５年度実績)を給水しています。

⑤　真広水源地

相生市矢野町真広に所在する浅井戸から取水し、原水に凝集剤としてポリ塩化アルミニウム溶液を注入し、前塩素処理して急速ろ過を施します。その後、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し、真広配水池を経て、相生市矢野町の北部地区に１日平均２０６㎥(令和５年度実績)を給水しています。

水源地（浄水場）施設の概要

水源地名	市場水源地	坂越水源地	野田南水源地	野田水源地	真広水源地
水系名	市場水系	坂越水系	野田・野田南水系		真広水系
水源種別	浅井戸	伏流水	浅井戸	浅井戸	浅井戸
施設能力(m^3/日)	１９，０００	５，０００	２，０００	１，０００	５００
主な浄水処理方法	エアレーション 前塩素処理 急速ろ過 膜ろ過 塩素消毒	前塩素処理 高速凝集沈殿 急速ろ過 塩素消毒	前塩素処理 急速ろ過 エアレーション 塩素消毒	前塩素処理 急速ろ過 エアレーション 塩素消毒	前塩素処理 急速ろ過 塩素消毒
主な浄水使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム溶液	次亜塩素酸ナトリウム溶液 ポリ塩化アルミニウム溶液	次亜塩素酸ナトリウム溶液 ポリ塩化アルミニウム溶液	次亜塩素酸ナトリウム溶液 ポリ塩化アルミニウム溶液	次亜塩素酸ナトリウム溶液 ポリ塩化アルミニウム溶液

2　水質検査の基本方針

⑴　検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、原水（水源の取水井から取水した直後の地点）及び浄水場内の監視地点とします。
⑵　検査項目は、毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目、原水の状況を把握するために必要な項目及び浄水施設の工程管理の一環として必要な項目とします。
⑶　原水の検査頻度については、それぞれ水源の水質の状況に応じて設定します。

3　水源の状況及び原水の水質状況

水質的に恵まれた地下水を水源に持つ当企業団では、良好な地下水を取水し、適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満たした安全で良質な水道水を供給しています。しかし、取水井周辺には、地下水の汚染要因になる物質、水質管理上注意すべき項目、また、使用する資機材、薬品、消毒副生成物等の観点から注意すべき項目もあります。これらを整理すると、次の表のとおりになります。

原水の汚染要因と水質検査項目

水源地名	市場水源地	坂越水源地	野田南水源地	野田水源地	真広水源地
原水の汚染要因	地質由来の無機物(鉄、ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物)の上昇	地下水位下降時の塩化物ｲｵﾝ濃度の上昇 降雨時の濁度上昇	地質由来の無機物(鉄、ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物)の上昇 生活排水等に起因する物質の濃度	地質由来の無機物(鉄、ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物)の上昇	地質由来の無機物(鉄、ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物)の上昇 ゴルフ場、田畑使用の農薬類 降雨時の濁度上昇
水質管理上注目すべき項目	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物 有機物(TOC) 大腸菌 一般細菌 鉄 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 pH値 塩化物ｲｵﾝ	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物 有機物(TOC) 大腸菌 一般細菌 鉄 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 pH値 塩化物ｲｵﾝ 濁度 色度 臭気	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物 有機物(TOC) 大腸菌 一般細菌 鉄 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物 有機物(TOC) 大腸菌 一般細菌 鉄	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物 有機物(TOC) 大腸菌 一般細菌 濁度 色度 臭気 農薬類

4　検査地点

⑴　給水栓

浄水場ごとに配水系統が分かれているため、水質基準項目、水質管理目標設定項目については、比較的貯水量が多く、滞留時間が長いなど、条件の悪い配水池系統ごとに１か所の計９か所の検査を行います。ただし、省略できない検査項目及び毎日検査については、配水池系統ごとに１か所の計１４か所の検査を行います。

⑵　原水

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理は、水源水質が影響を与えるため各水源の取水地点ごとに１か所の計５か所について定期的に水質検査を実施します。

また、河川における水質汚染時には、関係機関と連携しながら、原因究明や拡大防止に努めるとともに、水道水に影響の出るおそれがある場合には、取水停止等の処置を施します。

凡　例

浄水系統	配水系統	検査地点
真広水源地	榊配水池	① 相生市矢野町釜出
	能下配水池	② 相生市矢野町能下
	真広配水池	
市場水源地	青葉台第２配水池	③ 相生市若狭野町福井
	青葉台第１配水池	④ 相生市青葉台
	緑ケ丘配水池	⑤ 相生市緑ケ丘
	旭配水池	⑥ 相生市相生
	大谷配水池	⑦ 相生市野瀬
	那波野配水池	⑧ 相生市那波野石角
	河内サージタンク	⑨ たつの市揖保川町市場
	中島第１・２配水池	⑩ たつの市御津町中島
	室津調整池	⑪ たつの市御津町室津
坂越水源地	高取トンネル配水池	⑫ 相生市千尋町
野田・野田南水源地	野田配水塔	⑬ たつの市揖保川町山津屋
赤穂受水	坪根配水池	⑭ 相生市坪根

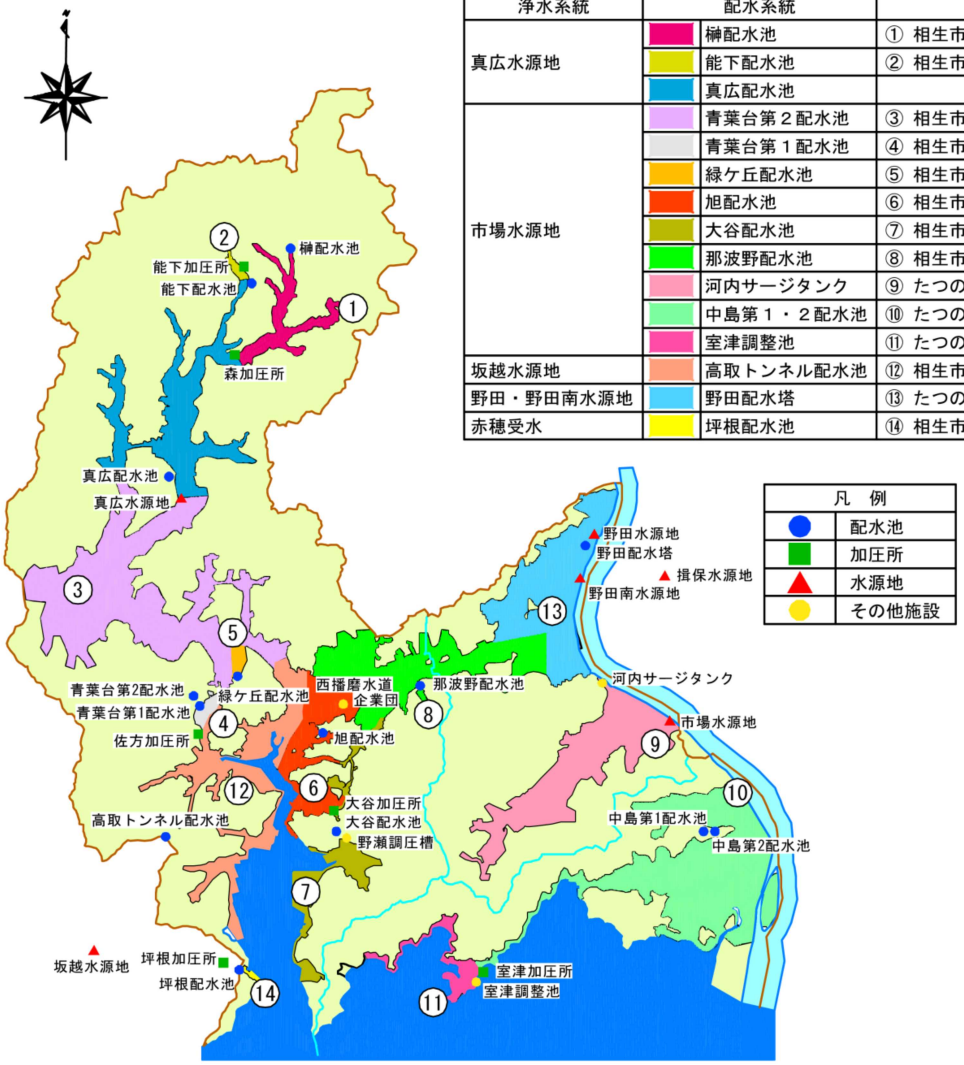

－給水栓検査地点及び施設配置図－

水 質 検 査 地 点 の 系 統 図

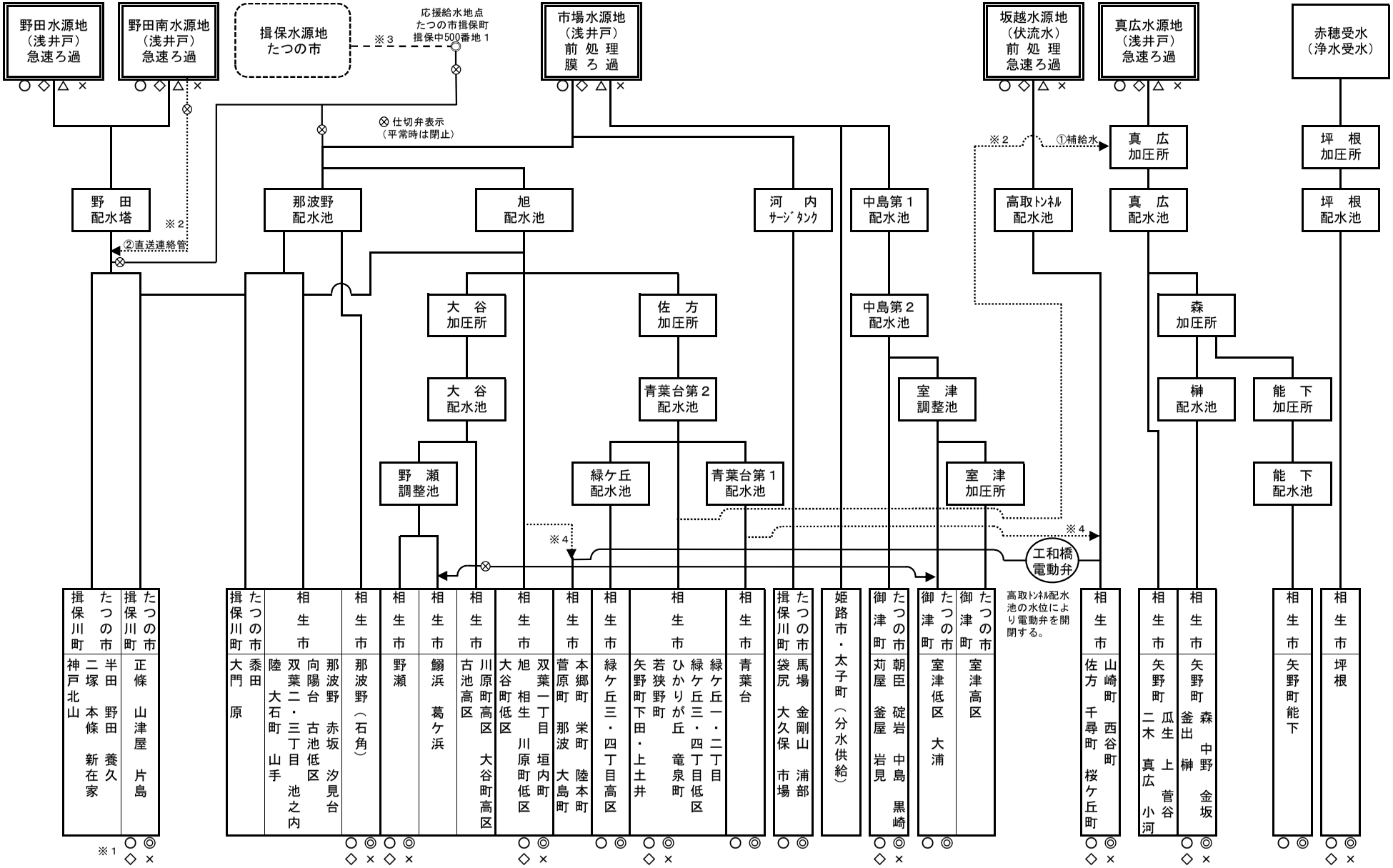

備考 ※１水質検査表示　○ ： 毎日１回以上行う項目検査　◎ ： 月に１回以上行う項目検査　◇ ： 基準項目検査地点　△ ： 農薬等項目検査地点　× ： 管理目標設定項目　（各水源地は◎◇△×を行う。）

※２ ……▶ 表示　①補給水＝真広水源地の原水濁度０．０８度で取水が停止し、自動的に補給水が送水される。　②直送連絡管＝野田配水塔からの配水が困難な場合は、野田南水源地からポンプにより配水する。

※３ －－－－ 表示　平成２９年３月３１日付けでたつの市水道事業所と有効期間を平成３０年３月３１日（以後、自動延長）とする「上水道相互応援給水に関する協定書」を締結

※４ ……▶ 表示　坂越水源地取水停止のとき給水を行う。

5　水質検査の項目

水道水は、法令により給水栓において毎日検査項目と水質基準項目の水質検査を行うよう規定されています。当企業団ではこれらの項目に加え、下図のとおり水質管理上必要な項目についても、採水地点を定め定期的に水質検査を行います。

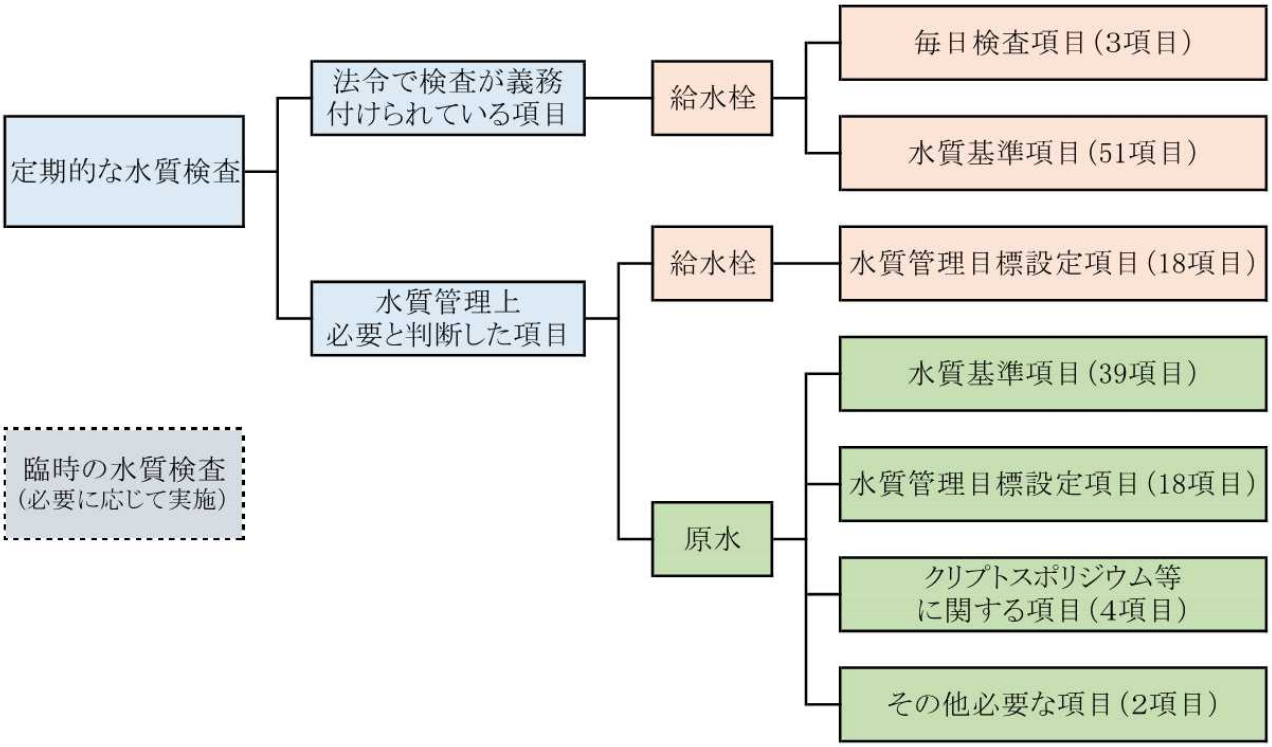

－西播磨水道企業団が行う定期的な水質検査－

6　水質検査（給水栓）の項目と頻度

当企業団では、給水栓から行う水質検査として、毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査を実施し、各検査の回数、項目及び採水地点は、次のとおりです。

⑴　毎日検査項目の検査

水道法施行規則第１５条第１項第１号イの規定により、毎日（１日１回以上）行う検査です。

○　検査回数　１日１回

○　検査項目　３項目 **（P.11　表３　全項目）**

色、濁り、消毒の残留効果

○　採水地点　１４か所

⑵　水質基準項目の検査

水道法施行規則第１５条第１項第１号ロの規定により、水質基準項目（５１項目）を定期に行う検査で、実施回数は次のとおりです。

① 毎月実施する水質検査項目の検査

○ 頻　　度　月１回

○ 検査項目　９項目 (P.10　表１　No.1,2,38,46～51)

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

○ 採水地点　１４か所

② ３ヶ月に１回実施する水質検査項目の検査

○ 検査回数　年４回

○ 検査項目　１２項目 (P.10　表１　No.10,21～31)

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

○ 採水地点　９か所

③ 検査回数を省略できる水質検査項目の検査

○ 検査回数　年４回（法定回数で実施）

過去の検査実績から検査回数の省略ができると定められていますが、当企業団は、安全性確認のため、検査回数を省略せず行います。

○ 検査項目　２８項目 (P.10　表１　上記以外(No.42,43除く))

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

○ 採水地点　９か所

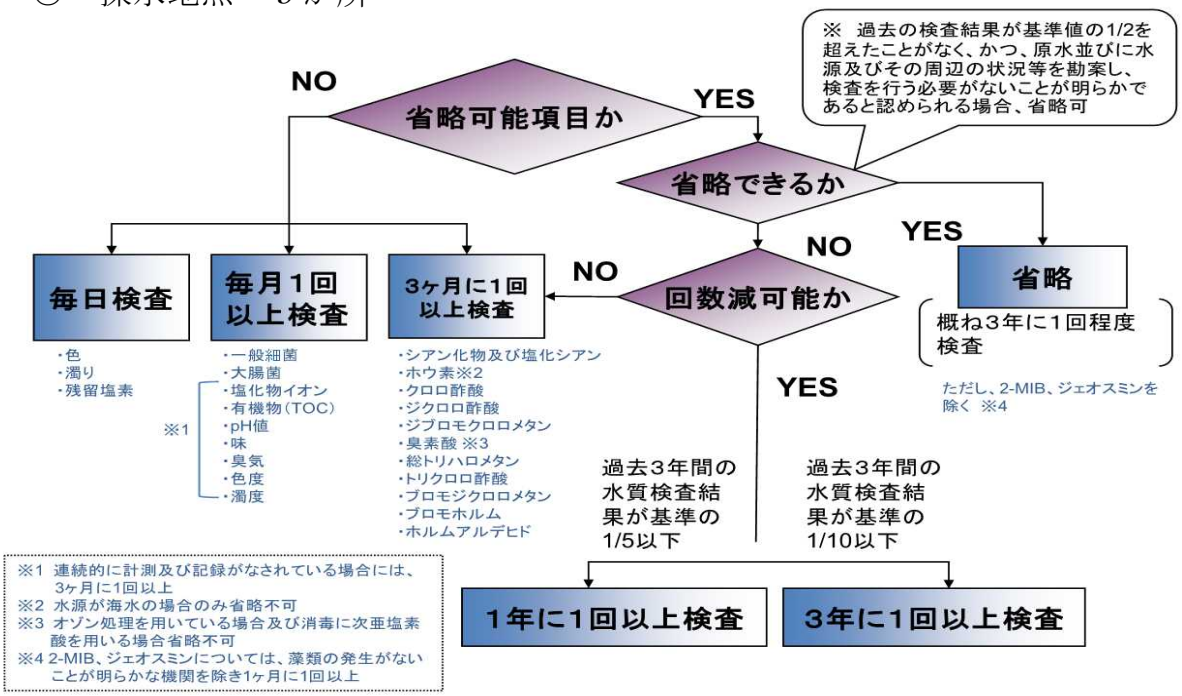

－水質検査の頻度減・省略の判断フロー－

④　カビ臭の発生状況に応じて行う水質検査項目の検査

○　検査回数　年２回

当企業団では、藻類の発生がないことから、臭気が発生すると考慮される時期(月１回)に２回行います。

○　検査項目　２項目 **(P.10　表１　No.42,43)**

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

○　採水地点　１４か所

⑶　水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目とは、毒性評価値が暫定的であったり、検出レベルは高くなく水質基準項目とすることは見送られたものの水道水質管理上注意喚起すべきものとして、将来的に検出値が上昇する可能性がある項目などについて、目標値が設定されています。

○　検査回数　年２回

○　検査項目　１８項目 **(P.11　表２　No.1～3,5,8～10,13,14,16,19～23,27～29)**

当企業団では、水質基準項目と重複している項目、使用していない二酸化塩素の項目、原水のみ検査を実施する農薬類及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の項目は省略して検査を行います。

アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、亜塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、有機物等(過マンガン酸カ

○　採水地点　９か所

7　水質検査（原水）の項目と頻度

当企業団では、各浄水処理過程における適正な水質管理を行うため、各水源地の原水から行う水質検査として、水質基準項目の検査、水質管理目標設置項目の検査、クリプトスポリジウム等に関する項目の検査及びその他必要な項目の検査を行い、各検査の回数、項目及び採水地点は、次のとおりです。

⑴　水質基準項目の検査

水質基準項目の検査のうち、消毒副生成物に関する１１項目と味の項目を除く検査を行います。

○　検査回数及び採水地点

・　市場水源地　年２回

市場水源地については、兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課作成の水道水質計画(以下「県水質管理計画」という。)に従って行うため、年２回となっています。

・　坂越、真広、野田、野田南の各水源地　年１回

○　検査項目　３９項目 (P.12　表４　No.1～20,32～47,49～51)

一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノー

市場水源地の水質検査は、県水質管理計画により、上記の項目に「味」の項目を追加して行います。

⑵　水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査のうち、浄水処理などで塩素消毒した際に生成する項目及び水質基準項目と重複している項目を除く検査を行います。

○　検査回数及び採水地点

・　市場水源地　年２回（ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の検査は年１回）

・　坂越、真広、野田、野田南の各水源地　年１回

○　検査項目　１６項目 (P.13　表５　No.1～3,5,8,9,15(P.14　表８　1～115),19～23,27～29,31)

アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、農薬類、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、臭気強度（TON）、腐食性（ランゲリア指数）、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

⑶　クリプトスポリジウム等に関する項目の検査

原水においてクリプトスポリジウム等に関する検査を行います。

○　検査回数　年２回（クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査は年１回）

○　検査項目　４項目 (P.13　表６　全項目)

大腸菌（クリプトスポリジウム指標菌）、嫌気性芽胞菌（クリプトスポリジウム指標菌）、クリプトスポリジウム、ジアルジア

○　採水地点　市場、坂越、真広、野田、野田南の各水源地

⑷　その他必要な項目の検査

浄水場の維持管理上必要な項目の検査を行います。

○　検査回数　年２回

○　検査項目　２項目 (P.13　表７　全項目)

アンモニア態窒素、侵食性遊離炭酸

○　採水地点　市場、坂越、真広、野田、野田南の各水源地

表１　水質基準項目表（給水栓）

No.	項　目	基準値(mg/L)	検査計画頻度(回/年)													
			釜出	能下	福井	緑ヶ丘	青葉台	千尋町	坪根	相生	石角	山津屋	市場	中島	室津	野瀬
1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物　＊1	0.003以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
8	六価クロム化合物　＊5	0.02以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
14	四塩化炭素	0.002以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
17	ジクロロメタン	0.02以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
19	トリクロロエチレン　＊2	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
20	ベンゼン	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
21	塩素酸	0.6以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
22	クロロ酢酸	0.02以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
23	クロロホルム	0.06以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
24	ジクロロ酢酸　＊3	0.03以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
26	臭素酸	0.01以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
27	総トリハロメタン	0.1以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
28	トリクロロ酢酸　＊4	0.03以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
30	ブロモホルム	0.09以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
35	銅及びその化合物	1.0以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
38	塩化物イオン	200以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
40	蒸発残留物	500以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
42	ジェオスミン	0.00001以下	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
45	フェノール類	0.005以下	4	-	4	-	-	4	4	4	4	4	-	4	-	4
46	有機物（全有機炭素(ＴＯＣ)の量）	3以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

備考
- 一は、検査を行いません。
- 市場原水、旭給水栓の検査の一部は「兵庫県水道水質管理計画」に沿って検査頻度を設定しています。
- （　）内は、配水系統毎に見直しを実施した前年度の検査地点です。
- ＊1：平成22年4月1日より「カドミウム及びその化合物」の水質基準値は、「0.01mg/L」から「0.003mg/L」になりました。
- ＊2：平成23年4月1日より「トリクロロエチレン」の水質基準値は、「0.03mg/L」から「0.01mg/L」になりました。
- ＊3：平成27年4月1日より「ジクロロ酢酸」の水質基準値は、「0.04mg/L」から「0.03mg/L」になりました。
- ＊4：平成27年4月1日より「トリクロロ酢酸」の水質基準値は、「0.2mg/L」から「0.03mg/L」になりました。
- ＊5：令和2年4月1日より「六価クロム化合物」の水質基準値は、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」になりました。

表２　水質管理目標設定項目表（給水栓）

NO.	項　目	目標値(mg/L) P：暫定	検査計画頻度(回/年)													
			釜出	能下	福井	緑ヶ丘	青葉台	千尋町	坪根	相生	石角	山津屋	市場	中島	室津	野瀬
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
2	ウラン及びその化合物	0.002以下P	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
4	※削除4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
6	※削除2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	※削除3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	トルエン	0.4以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
10	亜塩素酸	0.6以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
11	※削除1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	二酸化塩素	0.6以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下P	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
14	抱水クロラール	0.02以下P	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
15	農薬類	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	残留塩素	1以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	遊離炭酸	20以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
21	メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	0.02以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
22	有機物等（$KMnO_4$）	3以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
23	臭気強度（TON）	3以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
24	蒸発残留物	30以上200以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	濁度	1度以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	pH値	7.5程度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1以上0に近づける	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
28	従属栄養細菌	2000/mL以下P	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	-	2	-	-	2	2	2	2	2	-	2	-	2
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）＊1	0.00005mg/L以下P	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考
- -：検査を行いません。
- 　　は水質基準項目と重複項目です。
- 市場原水、旭給水栓の検査の一部は「兵庫県水道水質管理計画」に沿って検査頻度を設定しています。
- （　）内は、配水系統毎に見直しを実施した前年度の検査地点です。
- ※削除1：平成20年4月1日から「塩素酸」は水質基準項目に移行しました。
- ※削除2：平成21年4月1日から「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は、水質管理目標設定項目から削除されました。
- ※削除3：平成22年4月1日から「1,1,2-トリクロロエタン」は、水質管理目標設定項目から削除されました。
- ※削除4：平成26年4月1日から「亜硝酸態窒素」は、水質管理目標設定項目から削除されました。
- ＊1：令和2年4月1日より「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」は、要検討項目から管理目標設定項目に変更されました。

表３　毎日検査項目表

No.	項　目	基準値(mg/L)	検査計画頻度(回/年)													
			釜出	能下	福井	緑ヶ丘	青葉台	千尋町	坪根	相生	石角	山津屋	市場	中島	室津	野瀬
1	色	異常でないこと	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
2	濁り	異常でないこと	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365

表４　水質基準項目表（原水）

No.	項　目	基準値(mg/L)	検査計画頻度(回/年)				
			坂越水源地	真広水源地	野田水源地	野田南水源地	市場水源地
1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	1	1	2
2	大腸菌	検出されないこと	1	1	1	1	2
3	カドミウム及びその化合物　＊1	0.003以下	1	1	1	1	2
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1	1	1	1	2
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	2
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	2
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1	1	1	1	2
8	六価クロム化合物　＊5	0.02以下	1	1	1	1	2
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1	1	1	1	2
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1	1	1	1	2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1	1	1	1	2
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1	1	1	1	2
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	2
14	四塩化炭素	0.002以下	1	1	1	1	2
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	1	1	1	1	2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1	1	1	1	2
17	ジクロロメタン	0.02以下	1	1	1	1	2
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1	1	1	1	2
19	トリクロロエチレン　＊2	0.01以下	1	1	1	1	2
20	ベンゼン	0.01以下	1	1	1	1	2
21	塩素酸	0.6以下	－	－	－	－	－
22	クロロ酢酸	0.02以下	－	－	－	－	－
23	クロロホルム	0.06以下	－	－	－	－	－
24	ジクロロ酢酸　＊3	0.03以下	－	－	－	－	－
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	－	－	－	－	－
26	臭素酸	0.01以下	－	－	－	－	－
27	総トリハロメタン	0.1以下	－	－	－	－	－
28	トリクロロ酢酸　＊4	0.03以下	－	－	－	－	－
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	－	－	－	－	－
30	ブロモホルム	0.09以下	－	－	－	－	－
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	－	－	－	－	－
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1	1	1	1	2
34	鉄及びその化合物	0.3以下	1	1	1	1	2
35	銅及びその化合物	1.0以下	1	1	1	1	2
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	1	1	1	1	2
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	1	1	1	1	2
38	塩化物イオン	200以下	1	1	1	1	2
39	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	300以下	1	1	1	1	2
40	蒸発残留物	500以下	1	1	1	1	2
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1	1	1	1	2
42	ジェオスミン	0.00001以下	1	1	1	1	2
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	1	1	1	1	2
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	1	1	1	1	2
45	フェノール類	0.005以下	1	1	1	1	2
46	有機物（全有機炭素(ＴＯＣ)の量）	3以下	1	1	1	1	2
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	1	1	1	1	2
48	味	異常でないこと	－	－	－	－	2
49	臭気	異常でないこと	1	1	1	1	2
50	色度	5度以下	1	1	1	1	2
51	濁度	2度以下	1	1	1	1	2

備考
- ―は、検査を行いません。
- 市場原水、旭給水栓の検査の一部は「兵庫県水道水質管理計画」に沿って検査頻度を設定しています。
- （　）内は、配水系統毎に見直しを実施した前年度の検査地点です。
- ＊1：平成22年4月1日より「カドミウム及びその化合物」の水質基準値は、「0.01mg/L」から「0.003mg/L」になりました。
- ＊2：平成23年4月1日より「トリクロロエチレン」の水質基準値は、「0.03mg/L」から「0.01mg/L」になりました。
- ＊3：平成27年4月1日より「ジクロロ酢酸」の水質基準値は、「0.04mg/L」から「0.03mg/L」になりました。
- ＊4：平成27年4月1日より「トリクロロ酢酸」の水質基準値は、「0.2mg/L」から「0.03mg/L」になりました。
- ＊5：令和2年4月1日より「六価クロム化合物」の水質基準値は、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」になりました。

表５　水質管理目標設定項目表（原水）

NO.	項　目	目標値(mg/L) P：暫定	検査計画頻度(回/年)				
			坂越水源地	真広水源地	野田水源地	野田南水源地	市場水源地
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	1	1	1	1	2
2	ウラン及びその化合物	0.002以下P	1	1	1	1	2
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	1	1	1	1	2
4	※削除4	-	-	-	-	-	-
5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	1	1	1	1	2
6	※削除2	-	-	-	-	-	-
7	※削除3	-	-	-	-	-	-
8	トルエン	0.4以下	1	1	1	1	2
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08以下	1	1	1	1	2
10	亜塩素酸	0.6以下	-	-	-	-	-
11	※削除1	-	-	-	-	-	-
12	二酸化塩素	0.6以下	-	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下P	-	-	-	-	-
14	抱水クロラール	0.02以下P	-	-	-	-	-
15	農薬類	1以下	1	1	1	1	2
16	残留塩素	1以下	-	-	-	-	-
17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	-	-	-	-	-
18	マンガン及びその化合物	0.01以下	-	-	-	-	-
19	遊離炭酸	20以下	1	1	1	1	2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	1	1	1	1	2
21	メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	0.02以下	1	1	1	1	2
22	有機物等（$KMnO_4$）	3以下	1	1	1	1	2
23	臭気強度（TON）	3以下	1	1	1	1	2
24	蒸発残留物	30以上200以下	-	-	-	-	-
25	濁度	1度以下	-	-	-	-	-
26	pH値	7.5程度	-	-	-	-	-
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1以上0に近づける	1	1	1	1	2
28	従属栄養細菌	2000/mL以下P	1	1	1	1	2
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1	1	1	1	2
30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	-	-	-	-	-
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）＊1	0.00005mg/L以下P	1	1	1	1	1

備考
- -：検査を行いません。
- 　　は水質基準項目と重複項目です。
- 市場原水、旭給水栓の検査の一部は「兵庫県水道水質管理計画」に沿って検査頻度を設定しています。
- （　）内は、配水系統毎に見直しを実施した前年度の検査地点です。
- ※削除1：平成20年4月1日から「塩素酸」は水質基準項目に移行しました。
- ※削除2：平成21年4月1日から「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は、水質管理目標設定項目から削除されました。
- ※削除3：平成22年4月1日から「1,1,2-トリクロロエタン」は、水質管理目標設定項目から削除されました。
- ※削除4：平成26年4月1日から「亜硝酸態窒素」は、水質管理目標設定項目から削除されました。
- ＊1：令和2年4月1日より「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」は、要検討項目から管理目標設定項目に変更されました。

表６　クリプトスポリジウム等に関する水質検査項目表

NO.	項　目	検査計画頻度(回/年)				
		坂越水源地	真広水源地	野田水源地	野田南水源地	市場水源地
1	大腸菌(クリプト指標菌)	2	2	2	2	2
2	嫌気性芽胞菌(クリプト指標菌)	2	2	2	2	2
3	クリプトスポリジウム	1	1	1	1	1
4	ジアルジア	1	1	1	1	1

備考
- 市場原水の検査の一部は、「兵庫県水道水質管理計画」に沿って検査頻度を設定しています。

表７　その他必要な水質検査項目表

NO.	項　目	検査計画頻度(回/年)				
		坂越水源地	真広水源地	野田水源地	野田南水源地	市場水源地
1	アンモニア態窒素	2	2	2	2	2
2	侵食性遊離炭酸	2	2	2	2	2

表８　農薬類項目表

NO.	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査計画頻度（回/年）				
				坂越水源地	真広水源地	野田水源地	野田南水源地	市場水源地
1	1，3―ジクロロプロペン（D―D）注1	殺虫剤	0.05	1	1	1	1	2
2	2，2―DPA（ダラポン）	除草剤	0.08	1	1	1	1	2
3	2，4―D（2，4―PA）	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
4	EPN 注2	殺虫剤	0.004	1	1	1	1	2
5	MCPA	除草剤	0.005	1	1	1	1	2
6	アシュラム	除草剤	0.9	1	1	1	1	2
7	アセフェート	殺虫剤,殺菌剤	0.006	1	1	1	1	2
8	アトラジン	除草剤	0.01	1	1	1	1	2
9	アニロホス	除草剤	0.003	1	1	1	1	2
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	1	1	1	1	2
11	アラクロール	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
12	イソキサチオン 注2	殺虫剤	0.005	1	1	1	1	2
13	イソフェンホス 注2	殺菌剤	0.001	1	1	1	1	2
14	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01	1	1	1	1	2
15	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤,殺菌剤,植物成長調整剤	0.3	1	1	1	1	2
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002	1	1	1	1	2
17	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	1	1	1	1	2
18	イミノクタジン	殺虫剤,殺菌剤	0.006	1	1	1	1	2
19	インダノファン	除草剤	0.009	1	1	1	1	2
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
21	エトフェンプロックス	殺虫剤,殺菌剤	0.08	1	1	1	1	2
22	エンドスルファン（ベンゾエピン）注3	殺虫剤	0.01	1	1	1	1	2
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
24	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤,殺菌剤	0.03	1	1	1	1	2
25	オリサストロビン 注4	殺虫剤,殺菌剤	0.1	1	1	1	1	2
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	1	1	1	1	2
27	カフェンストロール	殺虫剤,除草剤	0.008	1	1	1	1	2
28	カルタップ 注5	殺虫剤,殺菌剤,除草剤	0.08	1	1	1	1	2
29	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.02	1	1	1	1	2
30	カルボフラン	代謝物	3E-04	1	1	1	1	2
31	キノクラミン（ACN）	除草剤	0.005	1	1	1	1	2
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	1	1	1	1	2
33	クミルロン	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
34	グリホサート 注6	除草剤	2	1	1	1	1	2
35	グルホシネート	除草剤,植物成長調整剤	0.02	1	1	1	1	2
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
37	クロルニトロフェン（CNP）注7	除草剤	0.0001	1	1	1	1	2
38	クロルピリホス 注2	殺虫剤	0.003	1	1	1	1	2
39	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤,殺菌剤	0.05	1	1	1	1	2
40	シアナジン	除草剤	0.001	1	1	1	1	2
41	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003	1	1	1	1	2
42	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
43	ジクロベニル（DBN）	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
44	ジクロルボス（DDVP）	殺虫剤	0.008	1	1	1	1	2
45	ジクワット	除草剤	0.01	1	1	1	1	2
46	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004	1	1	1	1	2
47	ジチオカルバメート系農薬 注8	殺虫剤,殺菌剤	0.005	1	1	1	1	2
48	ジチオピル	除草剤	0.009	1	1	1	1	2
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	1	1	1	1	2
50	シマジン（CAT）	除草剤	0.003	1	1	1	1	2
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	1	1	1	1	2
53	シメトリン	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
54	ダイアジノン 注2	殺虫剤,殺菌剤	0.003	1	1	1	1	2
55	ダイムロン	殺虫剤,殺菌剤,除草剤	0.8	1	1	1	1	2
56	ダゾメット、メタム（カバーム）及びメチルイソチオシアネート注9	殺菌剤	0.01	1	1	1	1	2
57	チアジニル	殺虫剤,殺菌剤	0.1	1	1	1	1	2
58	チウラム	殺虫剤,殺菌剤	0.02	1	1	1	1	2
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	1	1	1	1	2
60	チオファネートメチル	殺虫剤,殺菌剤	0.3	1	1	1	1	2
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	1	1	1	1	2
63	テルブカルブ（MBPMC）	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
64	トリクロピル	除草剤	0.006	1	1	1	1	2
65	トリクロルホン（DEP）	殺虫剤	0.005	1	1	1	1	2
66	トリシクラゾール	殺虫剤,殺菌剤,植物成長調整剤	0.1	1	1	1	1	2
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	1	1	1	1	2
68	ナプロパミド	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
69	パラコート	除草剤	0.01	1	1	1	1	2
70	ビペロホス	除草剤	0.0009	1	1	1	1	2
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	1	1	1	1	2
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	1	1	1	1	2
73	ピラゾリネート（ピラゾレート）	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	1	1	1	1	2
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
76	ピロキロン	殺虫剤,殺菌剤	0.05	1	1	1	1	2
77	フィプロニル	殺虫剤,殺菌剤	0.0005	1	1	1	1	2
78	フェニトロチオン（MEP）注2	殺虫剤,殺菌剤,植物成長調整剤	0.01	1	1	1	1	2
79	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤,殺菌剤	0.03	1	1	1	1	2
80	フェリムゾン	殺虫剤,殺菌剤	0.05	1	1	1	1	2
81	フェンチオン（MPP）注10	殺虫剤	0.006	1	1	1	1	2
82	フェントエート（PAP）	殺虫剤,殺菌剤	0.007	1	1	1	1	2
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	1	1	1	1	2
84	フサライド	殺虫剤,殺菌剤	0.1	1	1	1	1	2
85	ブタクロール	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
86	ブタミホス 注2	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
87	ブプロフェジン	殺虫剤,殺菌剤	0.02	1	1	1	1	2
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	1	1	1	1	2
89	プレチラクロール	除草剤	0.05	1	1	1	1	2
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	1	1	1	1	2
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	1	1	1	1	2
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	1	1	1	1	2
93	プロピザミド	除草剤	0.05	1	1	1	1	2
94	プロベナゾール	殺虫剤,殺菌剤	0.03	1	1	1	1	2
95	プロモブチド	殺虫剤,除草剤	0.1	1	1	1	1	2
96	ベノミル 注11	殺菌剤	0.02	1	1	1	1	2
97	ペンシクロン	殺虫剤,殺菌剤	0.1	1	1	1	1	2
98	ペンゾビシクロン	除草剤	0.09	1	1	1	1	2
99	ペンソフェナップ	除草剤	0.005	1	1	1	1	2
100	ベンタゾン	除草剤	0.2	1	1	1	1	2
101	ペンディメタリン	除草剤,植物成長調整剤	0.3	1	1	1	1	2
102	ベンフラカルブ	殺虫剤,殺菌剤	0.02	1	1	1	1	2
103	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01	1	1	1	1	2
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	1	1	1	1	2
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	1	1	1	1	2
106	マラチオン（マラソン）注2	殺虫剤	0.7	1	1	1	1	2
107	メコプロップ（MCPP）	除草剤	0.05	1	1	1	1	2
108	メソミル	殺虫剤	0.03	1	1	1	1	2
109	メタラキシル	殺虫剤,殺菌剤	0.2	1	1	1	1	2
110	メチダチオン（DMTP）注2	殺虫剤	0.004	1	1	1	1	2
111	メトミノストロビン	殺虫剤,殺菌剤	0.04	1	1	1	1	2
112	メトリブジン	除草剤	0.03	1	1	1	1	2
113	メフェナセット	除草剤	0.02	1	1	1	1	2
114	メプロニル	殺虫剤,殺菌剤	0.1	1	1	1	1	2
115	モリネート	除草剤	0.005	1	1	1	1	2

注1　1，3―ジクロロプロペン（D―D）の濃度は、異性体であるシス―1，3―ジクロロプロペン及びトランス―1，3―ジクロロプロペンの濃度を合計して算出する。
注2　有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン（マラソン）及びメチダチオン（DMTP）の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。
注3　エンドスルファン（ベンゾエピン）の濃度は、異性体であるα―エンドスルファン及びβ―エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）も測定し、αエンドスルファン及びβエンドスルファンの濃度とエンドスルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。
注4　オリサストロビンの濃度は、代謝物である（5Z）―オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。
注5　カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出する。
注6　グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（AMPA）も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸（AMPA）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。
注7　クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。
注8　ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出する。
注9　ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定する。
注10　フェンチオン（MPP）の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキソンスルホキシド及びMPPオキソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン（MPP）の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。
注11　ベノミルの濃度は、メチル―2―ベンツイミダゾールカルバメート（MBC）として測定し、ベノミルに換算して算出する。

８　検査体制

毎日検査を除く水質検査は、正確かつ精度の高い検査体制を整えた水道法第２０条第３項に規定する「地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関」のうち、水道水の水質検査に関する第三者の認証等の制度や国が実施する外部精度管理調査結果を参考に、入札により決定した受託者（以下、「委託検査機関」という。）が行います。

毎日検査は、当企業団及び検査業務受託者が行います。

９　水質検査方法

水質検査方法は、次のとおり行います。

①　水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成１５年７月２２日厚生労働省告示第２６１号）

②　水道法施行規則第１７条第２項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成１５年９月２９日厚生労働省告示第３１８号）

③　水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について（平成１５年１０月１０日健水発第１０１０００１号〔最終改正令和６年３月２１日付け健生水発０３２１第１～４号〕）別添４に定められた水質管理目標設定項目の検査方法

④　水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について（平成１９年３月３０日健水発第０３３０００６号）に定められた検査方法

⑤　上水試験方法（日本水道協会編）

10　水質検査の精度と信頼性保証

水道水は、給水栓で常に水質基準や塩素消毒の基準に適合した水質を維持していなければなりません。それぞれの水源水質に適した浄水処理施設を整備し、常時良好な水質を確保する仕組み、すなわち水質管理体制を構築する必要があります。

また、水道水質検査の検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。

⑴　水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の１０分の１に定量下限が得られ、基準値及び目標値の１０分の１付近の測定において、金属類では変動係数（ＣＶ）が１０％以下、有機物では２０％以下とします。

⑵　信頼性の確保

委託検査機関には、水質検査結果の信頼性保証のために環境省が毎年主催する「外部精度管理調査」及び委託検査機関内における「内部精度管理調査」の結果の提出を求めるほか、必要に応じて委託検査機関への立入検査を実施します。

⑶　水質検査結果の評価

水質検査は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水の全てについて満たされる必要があります。したがって、検査結果の評価は項目ごとに行い、基準値を超えている場合には直ちに原因究明を行うとともに、基準値以下になるまで追跡調査を行い、基準値を満たす水質を確保します。

11　臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源、浄水場、給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。

①　原因不明の色、濁り、臭気等に変化があり、水質が著しく悪化したとき。
②　水源又は水源付近の河川に異常(魚類のへい死等)があったとき。
③　市場・坂越水源地に設置している生物センサで魚類の異常行動が生じたとき。
④　給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
⑤　送配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。
⑥　浄水処理過程に異常があったとき、又は長期にわたり取水・送水を停止していたとき。
⑦　原発事故等の影響により放射性物質が原水及び浄水処理過程において混入し、水道水中に検出するおそれがあるとき。
⑧　その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質に異常が発生した場合、直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の安全性が確認されるまで継続して行います。

12　水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、当企業団で閲覧できるほか、ホームページで公表します。また、検査地点ごとに、各検査項目の結果を評価し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度を見直し、更に、右図のとおり水道使用者様のご意見を今後の計画に反映させます。

水質検査の結果は、水質基準との適合状況を含めホームページで公表するとともに、広報紙「すいどうだより」に掲載します。

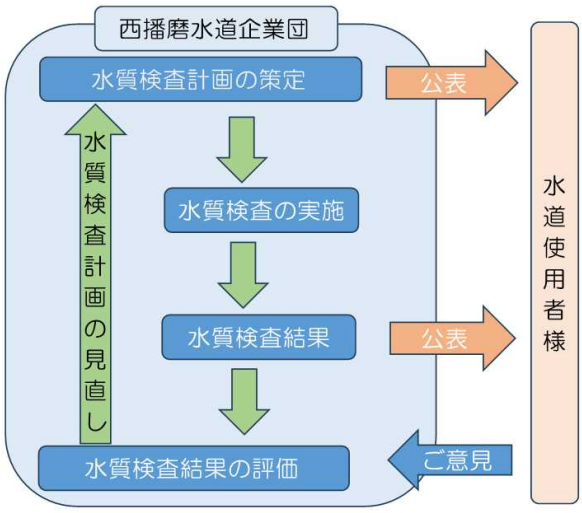

-水質検査計画及び水質検査結果の公表と評価図-

13　関係機関との連携

⑴　水質汚染事故や水系感染症が発生したとき

水質汚染事故や水系感染症が発生したときは、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成２５年１０月２５日健水発１０２５第１号厚生労働省健康局水道課長通知）」に沿って届け出るとともに、兵庫県保健医療部生活衛生課長に報告し、「西播磨水道企業団水質事故対応マニュアル　クリプトスポリジウム編」に基づいて対応します。また、兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所など関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

⑵　河川等における水質汚染事故が発生したとき

河川等における水質汚染事故発生などに対しては、「西播磨水道企業団水質事故対応マニュアル　水質編」に基づいて対応するとともに、河川を管理する国土交通省姫路河川国道事務所、兵庫県、河川流域市町等で組織された揖保川水質汚濁防止協議会及び千種川流域環境保全協議会の千種川流域水質緊急時連絡通報網により、連携した現地調査と適正な浄水処理を行い、水道水の安全を確保します。

⑶　緊急対処事態における災害が発生したとき

緊急対処事態における災害により、水道施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合には、「西播磨水道企業団テロ対策マニュアル」に基づいて、相生市国民保護対策本部及びたつの市国民保護対策本部の組織の下で、水道給水対策本部として水道施設等の警備等の予防対策、警戒配備、緊急措置、応急給水、応急復旧等の必要な対策を実施します。

この水質検査計画に関するご意見をお寄せください。
寄せられたご意見は、水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

お問合せ先　　西播磨水道企業団　施設課施設係
〒678-0024
兵庫県相生市双葉一丁目4番21号
TEL 0791-22-8302 / FAX 0791-22-3862